



2011年7月29日発行

NPO法人
湘南ふくしネットワークオンブズマン
「成年後見支援センターだより」

編集責任者 藤本 直也
〒253-0043 茅ヶ崎市元町5-22
永井ビル3階
電話・FAX 0467-85-6660

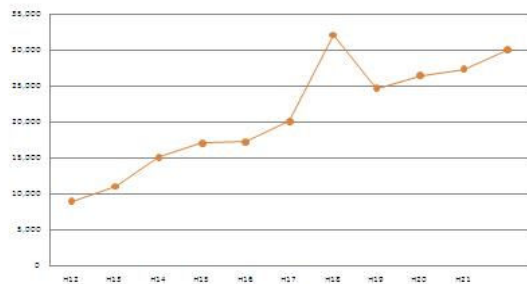


身近な成年後見のしくみづくりと、NPO 法人による活動の意義

かながわ成年後見推進センター 相談員 田中 晃 (社会福祉士)

成年後見制度は平成12年4月に始まり、今年で11年目を迎える。最高裁判所の公表資料をみると、平成22年の全国の申立て件数は、30,079件で対前年比約9.8%の増加と報告されている。制度開始以来増加してきてはいたが(前年の平成21年の対前年比は約3.5%)大きな増加である。成年後見人等による支援が必要ではあるものの、申し立てる親族がいないために制度の利用が困難な場合には、市区町村長による申立が法律で定められている。この件数も大きく増加している。後見人等の担い手は、平成18年には約83%が親族であったが、昨年は約58%とその割合は低下し、今後のニーズに親族以外の第三者後見人をどう確保していくか課題として指摘され、法人後見、市民後見、専門職後見人と法人又は市民後見人とのリレー方式などが議論されている。今回の介護保険法等の改正による市民後見推進事業導入、老人福祉法32条の改正もこの流れである。

成年後見関係事件 申立件数の推移

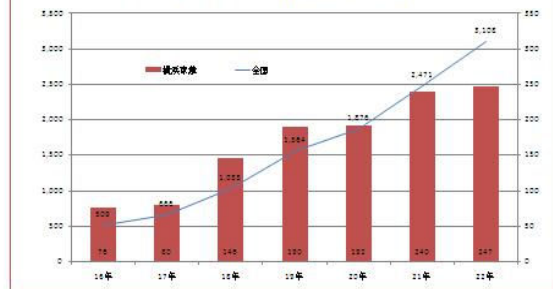


出典は、最高裁判所「成年後見関係事件の概況」で、平成19年までは「年度」集計、平成20年からは「暦年」集計。

2011/7/14

かながわ成年後見推進センター

市区町村申立件数の推移



出典は、最高裁判所「成年後見関係事件の概況」で、平成19年までは「年度」集計、平成20年からは「暦年」集計。

2011/7/14

かながわ成年後見推進センター

高齢化の進展、世帯人数の減少、少子化、過疎地での人口減少や生活維持機能の低下、都市部での家族や支え合う機能の低下などが、すべての世代を包み込み、社会的孤立や虐待など深刻な状況が進行している地域社会の中で、認知症のある高齢者や精神障害や知的障害のある人たちの基本的人権や生存権を守る手立てが必要とされている。(次ページへ続く)

成年後見制度は、まず地域住民に対する相談体制がある。相談が機能し、成年後見制度を必要としているニーズの発見がなくては、申立てという手続きも必要がなくなってしまう。また市町村自治体や支援機関による申立支援がなければ、後見人等の受け皿が不必要なものとなる。さらに後見人等が支援を開始したとしても、医療・福祉・介護といったシステムと有機的に連携しなければ、ご本人に対する最良の支援は出来ないのである。

NPO 法人が権利擁護を活動分野として成年後見制度の相談や支援にあたる意義は大きい。そもそも成年後見制度のしくみの基本的視点は、ご本人の人権擁護、権利擁護であり、制度利用の相談の前に権利擁護相談が置かれていなくてはならない。

ご本人の暮らしのある地域社会でどう成年後見制度の仕組みをつくるのか、住民にとって利用しやすい、公共性のある仕組みとして地域に存在するかどうか重要である。

NPO 法人は、非営利で公益的な活動をする団体であること、法人後見活動を「営利を目的としない」という点で法人後見人として適格である。次に市民への情報提供による意思決定や運営を志向する市民のための組織であるということ、自由で自発的な市民の活動を原動力としていることにより、地域の福祉という観点から、権利擁護の活動として、市民という立場を生かした後見のあり方を追求できるということがNPO 法人によるメリットであると考えられる。

かながわ成年後見推進センターは、身近な地域の成年後見のしくみづくりを重要な課題としている。その意味で、人材育成、相談のバックアップ、共通課題の抽出と社会的な提起などNPO 法人が個々の法人では担えないまた、共同で取り組むことが有効という課題があるとすれば、これらについて、県域のセンターとして取組んでいきたい。



2008年度～2010年度成年後見支援センター相談内容総括から

茅ヶ崎市と当法人との市民提案型協働推進事業「成年後見支援センター」は、本年3月末で3年間の事業を終了しました。その報告会・シンポジウム『自分らしく生きる その2～地域で支えるネットワーク』を2月5日に開催しました。当日の資料として当センターが3年間に多くの市民の皆様からいただいた課題を36項目の相談内容総括としてまとめました。その中から、成年後見制度に関心を持つ市民の皆さまにその内容の一部をここにご紹介します。なお、プライバシー保護のため相談者を特定できないよう、内容の一部を変更してありますが、相談の趣旨は変わりません。

その1 【保証人はどこにいけば見つかるのか】

判断する力の低下は見られないが頼れる身寄りのない高齢の方から、入院の際に医療機関から求められる保証人について相談がありました。

本人は持病があり、いつ入院するか分からない。頼れる身寄りがいないため、保証人・入院手続き・費用の支払いなどをだれに頼めばよいか困っている、後見制度は使えないかと相談されました。

判断能力の十分にある方は法定後見の申し立てはできません。判断能力が十分ではなく、後見人が選任された場合でも、入院時の医療契約や医療費の支払いは職務の範囲なので対応できますが、入院時の保証人になることや「手術の同意」は職務範囲外なのでできません。

相談者には入院時の保証金等の問題も含め、事前にかかりつけの病院のケースワーカーに相談することを勧めました。

入院時以外にも、施設入所やアパートの賃貸の際にも保証人は求められます。核家族化、少子化が進む中、地域で孤立して暮らす高齢者が増えていると思われます。今こそみんなが安心して暮らせる制度が求められています。



* 成年後見の申立て どうすればよいの? *



Q 申立ては誰でもできますか？

A 本人、配偶者、四親等内の親族、市区町村長です。

Q 申立てをするにはどこへ行けばよいのですか？

A 本人が住民登録している場所もしくは実際に暮らしている場所を管轄する家庭裁判所へ行ってください。書類は裁判所によって違いますので、申立てをする家庭裁判所から取り寄せるか、パソコンでダウンロードしてください。成年後見支援センターでも説明してお渡します。

Q いろいろな書類を取り寄せないといけないようですが、期限はありますか？

A 3 か月以内に発行された書類を提出します。まず主治医に所定の診断書を渡して記入してもらってください。診断書作成料はおおよそ5,000円～10,000円です。

Q 申立ての時、いくらかかりますか？

A 収入印紙、切手代で6,200円～8,800円、鑑定書が必要な場合は5万円～10万円かかります。

Q 後見、保佐、補助の3種類の書類のどこに書けばよいのですか？

A 受け取った診断書の判断能力の程度の項目がどこにチェックされているか確認して、同じ種類の書式に記入してください。

Q 後見（保佐、補助）の候補者になったら、そのまま決まってしまうのですか？

A 家庭裁判所が成年後見人（保佐人、補助人）を選任しますので、親族間で反対意見があったりする場合第三者の専門家（弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士など）が選任されることもあります。

Q 申立て書の中にある、親族の同意書ってどこまでとればよいのですか？

A 本人が亡くなった時に相続人（推定相続人）となる方々です。遠方に住んでいて同意書をもらうのが困難である、申立ての内容に同意していないなど、同意書の提出が難しい親族がおられる場合は家庭裁判所に相談してください。

Q 「登記されていないことの証明書」が必要ですが、それは何ですか？

A 本人に成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人がついていないことを証明する書類です。郵送申請は東京法務局が取り扱っています。

Q 本人の通帳で見つからないものがあります。どうしたらよいでしょう？

A 申立ての時点でわかる範囲で財産目録に記入してください。成年後見人（保佐人、補助人）は選任後1か月以内に財産目録を提出します。その時点で新たに財産が見つかったら追加します。

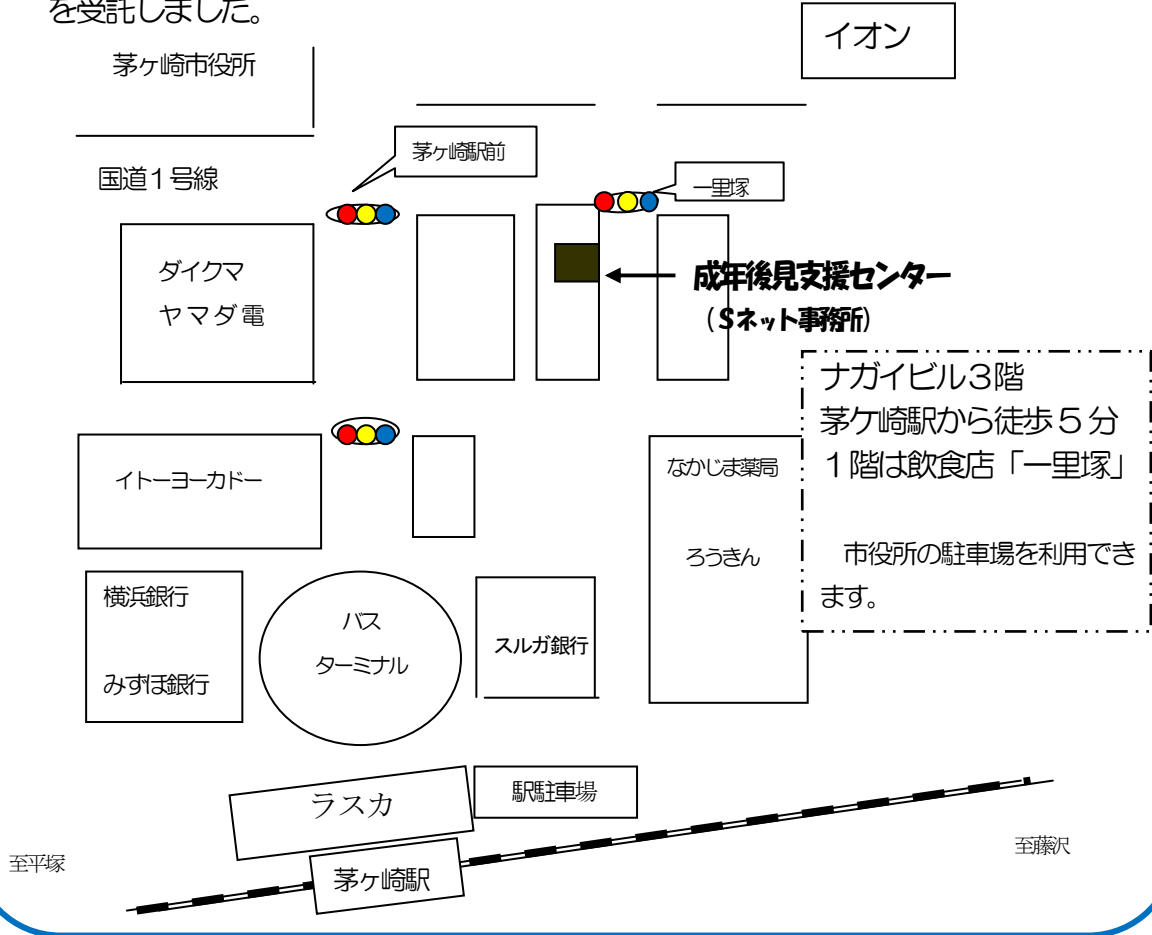
Q 申立てのやり方がわからない時や、専門家に成年後見人をお願いしたい場合はどうしたらよいのですか？

A 2011年4月から家庭裁判所の申立て書式が変更になりました。成年後見支援センターでは申立て書の書き方もサポートし、専門機関も紹介します。また、お近くの地域包括支援センターでも相談を受けています。

「成年後見支援センター」移転のお知らせ

4月1日より、事務所を下記に移転いたしましたので、お知らせします。

Sネットは2011年4月1日より「茅ヶ崎市成年後見支援センター運営事業」を受託しました。



編集後記

今年度から、委託事業となり
スタッフは5人になりました。

「敷居は低く、間口は広く、
奥行きを深く」を目指し、
市民の皆様のご相談にお応え
しています。

どうぞお気軽にお電話下さい。
丁寧に説明いたします。こちら
からミニ講座の出前もいたし
ますのでご利用下さい。(S)

特定非営利活動法人

湘南ふくしネットワークオンブズマン

成年後見支援センター

住所:茅ヶ崎市元町5-22 永井ビル 3階

電話・FAX: 0467-85-6660

月・水・金の10:00~17:00 (祝祭日はお休み)

相談無料・個人情報必ず守ります